

教科又は教職に関する科目

●全免許状

教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目		○全人教育論	2		
	幼10	○教育学概論	2		
	小10	○教育実践研究Ⅰ	1		
	中 8	○教育実践研究Ⅱ	1		
	高16	外国语活動の指導法	2	幼10	小1種免のみ
		総合学習の指導法	2	小10	小中高1種免のみ
		生命と性の教育	2	中 8	
		異文化理解と教育	2	高16	
		精神保健	2		幼1種免のみ
		道徳教育の理論と方法(小)	2		高1種免のみ
		道徳教育の理論と方法(中)	2		幼1種免のみ
		児童学	2		幼1種免のみ
		小児救急法	2		幼1種免のみ
		インターンシップA	2		

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます (p.32 ~ 33 参照)。
 (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目の中から履修してください (ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)。

教職演習A 1単位

教職演習B 1単位 (備考 : 小中高1種免のみ)

乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	幼10	○全人教育論	2		
	小10	○教育学概論	2		
	中 8	○教育実践研究Ⅰ	1	幼10	
	高16	○教育実践研究Ⅱ	1		
		児童学	2		
		インターンシップA	2		

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てすることができます (p.32 ~ 33 参照)。
 (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目の中から履修してください (ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)。